

改正案

現行

（募集の認可申請）

第一条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）は、法第六条第一項の規定による優先出資を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

（優先出資の割当てを受ける権利の付与の認可申請）

第二条 協同組織金融機関は、法第八条第一項の規定による優先出資の割当てを受ける権利の付与の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第三条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方である協同組織金融機関に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 法第九条第三項

二 法第四十条第二項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条

第三項

三 法第四十条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項

2| 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の協同組織金融機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該協同組織金融機関に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該協同組織金融機関が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（優先出資の分割の認可申請）

第五条 協同組織金融機関は、法第十六条第三項の規定による優先出資の分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

（優先出資者が閲覧等を求めることができる書類）

第六条 法第二十二條第一項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

一 農林中央金庫 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十条の二第一項

（優先出資の発行の認可申請）

第一条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）は、法第五条第一項の規定による優先出資の発行の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

（優先出資引受権の付与の認可申請）

第二条 協同組織金融機関は、法第六条第二項の規定による優先出資引受権の付与の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

（払込取扱金融機関の変更の認可申請）

第三条 協同組織金融機関は、法第十四条において読み替えて準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第七十八条（払込取扱金融機関の変更）の規定による法第九条第一項第十号に掲げる金融機関の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

（優先出資の分割の認可申請）

第五条 協同組織金融機関は、法第十六条第二項の規定による優先出資の分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

（優先出資者が閲覧又は謄写を求めることができる書類）

第六条 法第二十一條第一項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

一 農林中央金庫 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十二条第一項及び

(定款の備付け及び閲覧等)、第二十八条の二第一項及び第二項(経営管理委員会の議事録の備付け及び閲覧等)並びに第四十九条の四第二項及び第三項(総会の議事録)の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款並びに経営管理委員会及び総会の議事録

二 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第二十三条において準用する旧産業組合法第二十九条第一項(消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十九条の規定によりなお効力を有することとされる場合に限る。)の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款及び総会の決議録

三 信用協同組合及び信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会に限る。以下この条及び第二十条において同じ。) 中小企業等協同組合法第三十四条の二第一項(定款の備置き及び閲覧等)、第三十六条の七第三項及び第四項(理事会の議事録)並びに第五十三条の三第二項及び第三項(総会の議事録)の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款、理事会の議事録等及びその写し並びに総会の議事録及びその写し

四 信用金庫及び信用金庫連合会 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第二十三条の二第一項(定款の備置き及び閲覧等)、第三十七条の二第三項(理事会の議事録の作成、備置き及び閲覧等)並びに第四十八条の七第二項及び第三項(総会の議事録の作成、備置き及び閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款、理事会の議事録等並びに総会の議事録及びその写し

五 労働金庫及び労働金庫連合会 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第二十三条の四第一項(定款及び規約の備置き及び閲覧等)、第四十条第三項(理事会の議事録の作成、備置き及び閲覧等)並びに第五十三条の五第二項及び第三項(総会の議事録の作成、備置き及び閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款及び規約、理事会の議事録等並びに総会の議事録及びその写し

六 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。)及び農業協同組合連合会(第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。) 同法第二十九条の二第一項(定款等の備付け)、第三十五条第一項及び第二項(理事会等の議事録の備付け)並びに第四十六条の五第二項及び第三項(総会の議事録の備付け)の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款等並びに理事会、経営管理委員会及び総会の議事録及びその写し

七 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。)、漁業協同組合連合会(第八十七条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。)、水産加工業協同組合(第九十三条第一項第二号(信用事業)の事業

第二項(定款等の備付け)、同法第三十七条第二項(決算関係書類の備付け等)並びに同法第六十八条第一項(農林債券原簿の備付け)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

二 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第二十三条において準用する同条の規定の適用につき消費生活協同組合法第九十九条の規定によりなお効力を有することとされる旧産業組合法第二十九条第一項、商工組合中央金庫法第三十九条ノ二第一項及び商工債券令(昭和十一年勅令第三百五十三号)第十四条第一項(商工債券原簿の備付け)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会 中小企業等協同組合法第三十九条第一項及び第二項(定款等の備付け)並びに協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同法第五条の四第八項(決算関係書類の備付け等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

四 信用金庫及び信用金庫連合会 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第三十六条第一項及び第二項(定款等の備付け)、同法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第三十七条第八項(決算関係書類の備付け等)並びに同法第五十四条の十第一項(全国連合会の発行する債券の原簿の備付け)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

五 労働金庫及び労働金庫連合会 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第三十八条第一項及び第二項(定款等の備付け)並びに同法第三十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第三十九条第八項(決算関係書類の備付け等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

六 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行うものに限る。)、及び農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行うものに限る。)、同法第三十五条第一項及び第二項(定款等の備付け等)並びに第三十六条第八項(決算関係書類の備付け等)(同法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

七 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。)、及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。)、同法第三十九条第一項及び第二項(定款等の備付け等)(これらの規定を同法第九十二条第三

を行うものに限る。以下この条において同じ。及び水産加工業協同組合連合会（第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。）同法第三十三条の二第一項（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）、第三十九条第一項及び第二項（理事会の議事録の備付け及び閲覧等）並びに第五十条の四第二項及び第三項（総会の議事録の備付け及び閲覧等）（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款その他の書類並びに理事会、経営管理委員会及び総会の議事録及びその写し

2| 法第二十二條第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

一 農林中央金庫 農林中央金庫法第十九條の二第二項（會員名簿）及び第六十八條の二第一項（農林債原簿の備付け及び閲覧等）の規定に基づいて事務所に備え置かれた會員名簿及び農林債原簿

二 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法第二十三條において準用する旧産業組合法第二十九條第一項（消費生活協同組合法第九條の規定によりなお効力を有することとされる場合に限る。）の規定に基づいて事務所に備え置かれた組合員名簿及び商工債令（昭和十一年勅令第三百五十三号）第十三條第一項（商工債原簿の備付け）の規定に基づいて事務所に備え置かれた商工債原簿

三 信用協同組合及び信用協同組合連合会 中小企業等協同組合法第十条の二第二項（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）の規定に基づいて事務所に備え置かれた組合員名簿

四 信用金庫及び信用金庫連合会 信用金庫法第四十八條の六第二項（會員名簿の作成、備置き及び閲覧等）及び第五十四條の十六第一項（全国連合会債原簿の備置き及び閲覧等）の規定に基づいて事務所に備え置かれた會員名簿及び全国連合会債原簿

五 労働金庫及び労働金庫連合会 労働金庫法第五十三條の四第二項（會員名簿の作成、備置き及び閲覧等）の規定に基づいて事務所に備え置かれた會員名簿

六 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農業協同組合法第二十七條の二第二項（會員名簿の備付け）の規定に基づいて事務所に備え置かれた會員名簿

七 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第三十一條の二第二項（組合員名簿の備付け及び閲覧等）（同法第九十二条第二項、第九十六条第二項及び第百条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき事務所に備え置かれた組合員名簿

3| 法第二十二條第三項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

一 農林中央金庫 農林中央金庫法第三十六條第一項及び第二項（決算関係書類の備付け

項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十条第八項（決算関係書類の備付け等）（同法第四十一条の二第十二項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合並びに同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

及び閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

二 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法第三十九条ノ二第一項の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

三 信用協同組合及び信用協同組合連合会 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第五条の七第九項及び第十項(計算書類等の作成、備置き、閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

四 信用金庫及び信用金庫連合会 信用金庫法第三十八条第九項及び第十項(計算書類等の作成、備置き、閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

五 労働金庫及び労働金庫連合会 労働金庫法第四十一条第九項及び第十項(計算書類等の作成、備置き及び閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

六 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農業協同組合法第三十六条第九項及び第十項(決算関係書類の備付け)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

七 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第四十条第九項及び第十項(決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等)(これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

(自己の優先出資の取得等の特例)  
第七条 法第二十八条第一項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるときは、法第二条第二項に規定する連合会等が合併又は事業の全部の譲受けにより自己の優先出資を取得するときとする。

(優先出資者による優先出資者総会招集の認可申請)  
第八条 法第三十五条第三項の規定による優先出資者総会の招集の認可を受けようとする者は、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

(会員外理事等)  
第九条 法第四十一条第四項第二号に規定する政令で定めるものは、労働金庫法第四十二条第四項第二号に規定する会員外理事とする。

(資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請)  
第十条 協同組織金融機関は、法第四十二条第四項ただし書の規定による資本準備金の全部又は一部を資本金として計上する場合の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

(登記の期間)  
第十一条 法第四十五条第一項第一号に掲げる事項の登記は、当該事項を定款で定めた日又は当該事項に係る定款を変更した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

及び閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

二 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法第三十九条ノ二第一項の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

三 信用協同組合及び信用協同組合連合会 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第五条の七第九項及び第十項(計算書類等の作成、備置き、閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

四 信用金庫及び信用金庫連合会 信用金庫法第三十八条第九項及び第十項(計算書類等の作成、備置き、閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

五 労働金庫及び労働金庫連合会 労働金庫法第四十一条第九項及び第十項(計算書類等の作成、備置き及び閲覧等)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

六 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農業協同組合法第三十六条第九項及び第十項(決算関係書類の備付け)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

七 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第四十条第九項及び第十項(決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等)(これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて事務所に備え置かれた書類

(自己の優先出資の取得等の特例)  
第七条 法第二十七条第一項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるときは、法第二条第二項に規定する連合会等が合併又は事業の全部の譲受けにより自己の優先出資を取得するときとする。

(優先出資者による優先出資者総会招集の認可申請)  
第八条 法第三十四条第三項の規定による優先出資者総会の招集の認可を受けようとする者は、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

(新設)  
第九条 (資本準備金の資本組入れの認可申請)

第十条 協同組織金融機関は、法第三十七条第四項ただし書の規定による資本準備金の全部又は一部を資本組入れの認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

(登記の期間)  
第十一条 法第四十条第一項第一号に掲げる事項の登記は、当該事項を定款で定めた日又は当該事項に係る定款を変更した日から三週間以内に、主たる事務所の所在地において、従

2 法第四十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の登記は、優先出資を発行した日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。ただし、法第六条第一項第三号の期間を定めた場合における当該事項の登記は、当該期間の末日現在により、当該末日から二週間以内にすれば足りる。

3 法第四十五条第一項第四号に掲げる事項の登記は、優先出資証券を発行する旨を定款で定めた日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

4 法第四十五条第一項第五号に掲げる事項の登記は、優先出資者名簿管理人（法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。第十八条において同じ。）との契約の効力が生じた日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

5 農林中央金庫の前各項の規定の適用については、これらの規定中「二週間以内に、主たる事務所の所在地において」とあるのは、「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内」とする。

（普通出資者総会等の議事録等の添付）

第十二条 法第四十五条第一項の規定により登記すべき事項について法第二条第六項に規定する普通出資者総会（以下この条において「普通出資者総会」という。）又は優先出資者総会の決議を要するときは、申請書にその議事録（商工組合中央金庫の普通出資者総会にあっては、その決議録）を添付しなければならない。

2 法第四十五条第一項の規定により登記すべき事項について法第四十条第三項において準用する会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により優先出資者総会の決議があつたものとみなされる場合には、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

（優先出資に係る定款変更による登記の申請）

第十三条 定款の変更による法第四十五条第一項第二号に掲げる事項の登記（変更の登記を含む。）の申請書には、定款を添付しなければならない。

（募集優先出資の発行による登記の申請）

第十四条 募集優先出資の発行による法第四十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の登記（変更の登記を含む。）の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 募集優先出資の引受けの申込み又は法第十条第四項の契約を証する書面

二 法第十二条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

三 募集優先出資の払込金額（法第六条第一項第二号に規定する払込金額をいう。）の総額のうち資本金に計上しない額を証する書面

2 法第四十条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の登記は、優先出資を発行した日又は当該事項に変更を生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内しなければならない。

3 法第四十条第一項第四号に掲げる事項の登記は、名義書換代理人又は登録機関との契約の効力が生じた日又は当該事項に変更を生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内しなければならない。

（新設）

（新設）

（普通出資者総会等の議事録等の添付）

第十一条 法第四十条第一項の規定により登記すべき事項について法第二条第六項に規定する普通出資者総会（以下この条において「普通出資者総会」という。）又は優先出資者総会の決議を要するときは、申請書にその議事録（農林中央金庫及び商工組合中央金庫の普通出資者総会にあっては、その決議録）を添付しなければならない。

（新設）

（優先出資に係る定款変更による登記の申請）

第十二条 定款の変更による法第四十条第一項第一号に掲げる事項の登記（変更の登記を含む。）の申請書には、定款を添付しなければならない。

（優先出資の発行による登記の申請）

第十三条 優先出資の発行による法第四十条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の登記（変更の登記を含む。）の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 優先出資の申込み及び引受けを証する書面

二 払込みを取り扱った金融機関の払込金の保管に関する証明書

三 優先出資の発行価額のうち資本金に組み入れない額を証する書面

(優先出資の消却による登記の申請)

第十五条 法第十五条第一項第一号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十五条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 優先出資証券発行協同組織金融機関(法第二十三条第三項に規定する優先出資証券発行協同組織金融機関をいう。)にあつては、法第十五条第五項において準用する会社法第二百十九条第一項本文(株券の提出に関する公告等)の規定による公告をしたことを証する書面又は当該優先出資の全部について優先出資証券を発行していないことを証する書面

2 法第十五条第一項第二号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

(削除)

(資本金の額の増加による登記の申請)

第十六条 法第四十二条第三項に規定する資本準備金(以下この条において「資本準備金」という。)の額の減少によつてする資本金の額の増加による法第四十五条第一項第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その減少に係る資本準備金の額が計上されたことを証する書面を添付しなければならない。

(優先出資証券を発行する旨の定款の定め廃止による登記の申請)

第十七条 優先出資証券を発行する旨の定款の定め廃止による法第四十五条第一項第四号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、法第三十一条第一項において準用する会社法第二百十八条第一項(株券を発行する旨の定款の定め廃止)の規定による公告をしたことを証する書面又は優先出資の全部について優先出資証券を発行していないことを証する書面を添付しなければならない。

(優先出資者名簿管理人の設置による登記の申請)

第十八条 優先出資者名簿管理人を置いたことによる法第四十五条第一項第五号に掲げる事項の登記(変更の登記を含む。)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(優先出資の消却による登記の申請)

第十四条 法第十五条第一項第一号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第十五条第五項において準用する商法第二百十五条第一項(株式併合の手続)の規定による公告をしたことを証する書面(発行済優先出資の全部について法第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項(株券の不発行)の規定により優先出資証券が発行されていない協同組織金融機関にあつては、法第十五条第五項において準用する商法第二百十五条ノ二(株券廃止会社等における株式併合の手続)の規定による公告又は法第二十八条の二第二項の規定による通知をしたことを証する書面及び当該協同組織金融機関に該当することを証する書面)

2 法第十五条第一項第二号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

(優先出資の分割による登記の申請)

第十五条 優先出資の分割による法第四十条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、法第十六条第五項において準用する商法第二百十五条第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(資本準備金の資本組入れによる登記の申請)

第十六条 資本準備金の資本組入れによる法第四十条第一項第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、資本準備金の存在を証する書面を添付しなければならない。

(新設)

(名義書換代理人等の設置による登記の申請)

第十七条 名義書換代理人又は登録機関を置いたことによる法第四十条第一項第四号に掲げる事項の登記(変更の登記を含む。)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 優先出資者名簿管理人との契約を証する書面

(剰余金の配当の支払の場所)

第十九条 協同組織金融機関がその優先出資者(優先出資の質権者を含む。以下この条において同じ。)に配当する剰余金は、法第二十六条又は第二十七条第三項において準用する会社法第九十六条第二項(株主に対する通知の省略)の規定の適用がある場合を除き、優先出資者名簿に記載し、又は記録した優先出資者の住所又は優先出資者が協同組織金融機関に通知した場所(第三項において「住所等」という。)において、支払わなければならない。

2・3 (略)

(信用協同組合等の出資の総額)

第二十条 削る

優先出資を発行している信用協同組合又は信用協同組合連合会(以下この条において信用協同組合等という。)の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十八条第一項(利益準備金の積立て等)の規定の適用については、法による資本金の額をもって、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第五条により読み替えられた銀行法第十八条第一項の規定に規定する当該信用協同組合等の出資の総額とする。

(協同組織金融機関の準備金)

第二十一条 優先出資を発行している協同組織金融機関の次に掲げる政令の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十二条第三項に規定する資本準備金」とする。

一 商工組合中央金庫法第三十一条の準備金を定める政令(昭和五十六年政令第二百二十四号)

二 農林中央金庫法施行令第七条(準備金の範囲)

三 信用金庫法施行令第八条の三第一号(準備金の範囲)

一 (略)

二 名義書換代理人又は登録機関との契約を証する書面

(剰余金の配当の支払の場所)

第十八条 協同組織金融機関がその優先出資者(優先出資の質権者を含む。以下この条において同じ。)に配当する剰余金は、法第二十五条において準用する商法第二百二十四条ノ二第二項(所在不明の株主)又は法第二十五条において準用する商法第二百二十四条ノ二第三項において準用する同条第二項の規定の適用がある場合を除き、優先出資者名簿に記載した優先出資者の住所又は優先出資者が協同組織金融機関に通知した場所(第三項において「住所等」という。)において、支払わなければならない。

2・3 (略)

(協同組織金融機関の資本の額)

第十九条 優先出資を発行している協同組織金融機関(以下この条において「発行機関」という。)の次の各号に掲げる政令の規定の適用については、法による資本の額をもって、当該発行機関の当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)第九条第九号(農林債券の申込証の記載事項) 払込資本金

二 商工債券令第三条第二項第八号(債券の申込証の記載事項) 払込資本金

三 全国を地区とする信用金庫連合会の債券の発行に関する政令(平成元年政令第二百十八号)第二条第九号(債券の申込証の記載事項) 出資の総額

2) 発行機関が信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会である場合における協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十八条第一項(利益準備金の積立て等)の規定の適用については、法による資本金の額をもって、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第五条により読み替えられた銀行法第十八条第一項の規定に規定する当該発行機関の出資の総額とする。

(協同組織金融機関の準備金)

第二十条 優先出資を発行している協同組織金融機関の次に掲げる政令の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第三十七条第三項に規定する資本準備金」とする。

一 商工組合中央金庫法第三十一条の準備金を定める政令(昭和五十六年政令第二百二十四号)

二 農林中央金庫法施行令第七条(準備金の範囲)

三 信用金庫法施行令第八条の三第一号(準備金の範囲)

(行政庁等)

第二十二條 この政令における行政庁は、法第五十條第一項に規定する行政庁とする。

2 この政令における主務省令は、法第五十條第三項に規定する主務省令とする。  
(権限の委任)

第二十三條 法第五十一條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、信用金庫又は信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第六條第一項、第八條第一項、第十五條第二項、第十六條第三項、第三十五條第三項及び第四十二條第四項ただし書の規定による認可

二 法第四十七條の規定による届出の受理

三 法第四十八條の規定による第一号に掲げる認可の条件の付加及びこれの変更

(都道府県が処理する事務)

第二十四條 次に掲げる行政庁の権限に属する事務で法第五十條第一項の規定により主務大臣の権限に属するもの(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、法第五十一條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限に属するものに限る。)のうち、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする労働金庫に関するものは、都道府県知事が行うこととする。

一 (略)

二 法第四十七條の規定による届出の受理(前号に掲げる認可に係るものに限る。)

三 法第四十八條の規定による第一号に掲げる認可の条件の付加及びこれの変更

2~4 (略)

(書類の經由)

第二十五條 法第五十二條に規定する政令で定める書類は、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする労働金庫が、法又は法に基づく命令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する書類とする。

2 (略)

(行政庁等)

第二十一條 この政令における行政庁は、法第四十五條第一項に規定する行政庁とする。

2 この政令における主務省令は、法第四十五條第三項に規定する主務省令とする。  
(権限の委任)

第二十二條 法第四十五條の二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、信用金庫又は信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第五條第一項、第六條第二項、第十四條において準用する商法第百七十八條、第十五條第二項、第十六條第二項、第三十四條第三項及び第三十七條第四項ただし書の規定による認可

二 法第四十二條の規定による届出の受理

三 法第四十三條の規定による第一号に掲げる認可の条件の付加及びこれの変更

(都道府県が処理する事務)

第二十三條 次に掲げる行政庁の権限に属する事務で法第四十五條第一項の規定により主務大臣の権限に属するもの(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、法第四十五條の二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限に属するものに限る。)のうち、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする労働金庫に関するものは、都道府県知事が行うこととする。

一 (略)

二 法第四十二條の規定による届出の受理(前号に掲げる認可に係るものに限る。)

三 法第四十三條の規定による第一号に掲げる認可の条件の付加及びこれの変更

2~4 (略)

(書類の經由)

第二十四條 法第四十五條の三に規定する政令で定める書類は、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とするの規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する書類とする。

2 (略)